

## 使用済み自動車(ELV)リサイクルシステム オランダ

法律	政府が合意した業界の自主的な取組(1992年) 法的枠組み:環境管理法、道路交通法
対象製品	ELV
リサイクルシステム	<p>92年1月、政府と業界が合意した自主計画が作成された。同計画に基づき、93年10月、自動車業界がオランダ自動車リサイクル協会(ARN, Automobile Recycling Nederland)を設立し、95年1月からARNが運営する本リサイクルシステムが開始された。</p> <p>&lt;オランダの使用済み自動車リサイクルシステム&gt;</p> <p>新規購入者が販売業者に廃棄料(Waste disposal fee)を支払う 販売業者はオランダ自動車リサイクル財団に廃棄料を取次ぎ、同財団が廃棄料を積立管理を行う 最終所有者は、廃車を解体業者(契約・公認)へ引き渡す 解体業者では、廃車を回収し、適正な解体処理を行うとともに、登録抹消手続を実施 契約解体業者は無償回収を行い、ARN指定品目についてはARNからpremium(運営資金)の支払いを受ける ～の徴収制度は、オランダ環境管理法に基づく</p> <pre> graph TD     subgraph "廃棄料の支払(150ギルダー)"         direction LR         A[新規所有者] --&gt; B[販売業者]         B --&gt; C[オランダ自動車リサイクル財団]     end     C -- "廃棄料の立替と取次" --&gt; C     C -- "Premium(運営資金)引渡し" --&gt; D[オランダ自動車リサイクル協会(ARN)]     D -- "premium支払い回収品発生予定量通知" --&gt; E[契約解体業者 約280社]     D -- "抹消登録データ参照" --&gt; F[運輸省・自治体]     E -- "登録抹消手続" --&gt; F     E -- "適正解体処理" --&gt; G[リサイクル業者]     G -- "回収品輸送" --&gt; H[契約輸送業者]     H -- "回収品出荷" --&gt; E     H -- "回収品輸送" --&gt; G     </pre>
リサイクルシステムの管理運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>オランダ自動車リサイクル財団(SAR, Stichting Auto &amp; Recycling)(*1) <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルシステム全体の計画作成</li> <li>廃棄料の積立管理</li> <li>PremiumのARNへの引渡し</li> </ul> </li> <li>オランダ自動車リサイクル協会(ARN, Automobile Recycling Nederland)(*2) <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルシステムの管理・運営</li> <li>解体業者との契約</li> <li>契約解体業者へのPremiumの支払い(回収補助金の支払い)</li> <li>回収指定品目の設定、回収品発生予定量通知</li> <li>リサイクル業者の選定</li> <li>リサイクルモニタリング</li> </ul> </li> </ol> <p>オランダ自動車リサイクル協会(ARN)はオランダ自動車財団(SAR)の100%出資によって設立された。SARがリサイクルシステムの計画作成など、意思決定分野を担い、ARNがリサイクルシステムの管理・運営など、実務面を担っている。</p>

生産者 の役割 ※3	回収への関与	・なし
	リサイクル への関与	・なし ただし、「オランダ自動車リサイクル協会(ARN)」を設立する
	費用負担	・基本的になし 新規購入時に消費者から廃棄料(Waste disposal fee)を徴収する (1995~97年は250ギルダ-、98年以降150ギルダ-) ・SAR、ARNの設立・運営に係わる費用負担あり
	製品設計	・リサイクル率(リカバリー率): 2002年:86%、2015年:95%以上
	情報提供	・オランダ自動車リサイクル財団(SAR)とオランダ自動車リサイクル協会(ARN)が共同でリサイクル状況に関する報告書を作成(毎年)
関係者 の役割	販売業者	・新規販売時に廃棄料の立替と取次
	解体業者	<契約解体業者> ・ARN指定品目の回収(最終所有者から廃車の無償回収) ・回収実績報告、Premium受取 ・適正な解体処理の実施 ・再生向け回収品を輸送業者を通してリサイクル業者へ引渡し ・登録抹消手続きの実施  <公認解体業者> ・適正処理 ・登録抹消手続きの実施
	輸送業者	・回収品の輸送
	リサイクル業者	・ARNの入札への参加によるリサイクルへの参画
	運輸省・ 自治体	<運輸省> ・解体業者の認定基準設定 ・自動車の登録管理 <自治体> ・解体業者の認定と管理
	消費者	・新規購入時、廃棄料(150ギルダー)の支払 ・廃棄時、解体業者への確実な引渡し

- (1) オランダ自動車リサイクル財団(SAR)は、自動車・自動車工業会(RAI)が母体となって設立。RAIにはオランダ国内の販売量の96%を占める業者が加盟している。
- (2) オランダ自動車リサイクル協会(ARN)は、オランダ自動車財団(SAR)が100%出資して設立され、リサイクルシステムの運営・管理を行っている。ARNには自動車製造業者のほか、輸入、解体、修理業者らが参加している。
- (3) 生産者グループのカテゴリーには自動車業界(輸入・販売者)も含む